

第54回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成24年8月28日(火)

午後2:00~

14A会議室

出席委員	1号委員 一木明委員，横尾昇剛委員，岡田豊子委員，加藤一克委員， 小野口睦子委員，森本章倫委員，安藤英夫委員，森賢一郎委員
	2号委員 木村由美子委員，五月女伸夫委員， 塚田典功委員，今井恭男委員
	3号委員 田村穰委員
代理出席	3号委員 伊沢広夫委員（代理出席者：齋藤和利） 石川二三男委員（代理出席者：塚野重徳） (計15名)
欠席委員	(0名)
出席幹事	羽石潔幹事，宇梶嘉修幹事，平手義章幹事，伊沢敬一幹事， 池田潔幹事（代理出席：大島誠司），鈴木勝雄幹事，田辺義博 幹事， (7名)
臨時幹事	高橋功幹事，山形清作幹事 (2名)
事務局	高橋裕司書記，大貫真一書記，松本朝行書記 (3名)

高橋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。資料としては、事前にお送りしております、①第54回宇都宮市都市計画審議会次第、②議案書③説明資料、議案第1号として「宇都宮都市計画公園の変更」、議案第2号として「宇都宮市景観計画の変更」、議案第3号、第4号、第5号として、「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」以上の資料となっております。

また、本日の配布資料として、「4. その他」で使用します、報告資料とパンフレット等が用意されております。

不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、今回の審議にあたり、臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

緑のまちづくり課長の高橋です。

公園管理課長の山形です。

それでは、定刻となりましたので、第54回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。

森本会長、進行をよろしく申し上げます。

森本議長

それでは、只今より、第54回宇都宮市都市計画審議会を開会したいと思います。

本日最初の2案件は、都市計画公園と景観計画の変更、残りの3案件は、地方分権改革による条例の制定によるものでございます。また、その他について前回一木委員からご質問のありました東西基幹交通についてということで事務局からご説明をいただいた後、皆さんと意見交換をしたいと思っております。いずれも重要な案件でありますので活発なご審議をよろしく願いいたします。

一木委員

よろしいでしょうか。本日、私が中座しなければならないということと、資料は本日いただいたばかりですので、持ち帰って吟味して次回にご説明等の時間を設けていただければと思います。

がいかがでしょうか。

事務局

事務局としては、その他の報告としてとらえております。

森本議長

報告事項ですので、今日ご報告いただいているメンバーで議論するということは構いません。一木委員にも資料を読んでいただいて次回以降、ご意見をいただくという形でよろしいでしょうか。

一木委員

はい。

森本議長

では、そのような形で進めたいと思います。はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

大貫書記

はい、議長、本日の会議でございますが、現在出席委員は15名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

なお、本日の傍聴者はありません。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

本日は、皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは、早速会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、岡田豊子委員と安藤英夫委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

森本議長

本日の議題といたしまして、議案は5件となります。この議案につきましては、平成24年8月22日付、宮都第338号、第339号、第340号、第341号、第342号にて市長から諮問がなされております。

審議内容は、開催通知でもご案内しております。議案第1号に

については、「宇都宮都市計画公園の変更」3・3・018号テクノさくら公園、3・3・019号テクノ一本杉公園について、議案第2号については、「宇都宮市景観計画の変更」大通り地区景観形成重点地区の指定、議案第3号については、「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」風致地区内における建築物等の規制に関する基準、議案第4号については、「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」都市公園の設置等に関する基準、議案第5号については、「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園関係）でございます。

審議の進め方としまして、議案第1号の審議を行った後、議案第2号の審議を行い、最後に議案第3号、議案第4号、議案第5号について、一括して審議を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」について事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」について3・3・018号 テクノさくら公園及び3・3・019号 テクノ一本杉公園の2公園につきましてご説明させていただきます。

ただ今からご説明します変更の内容についてであります、宇

都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の整備に伴うものであります。資料につきましては、第1号議案書とA3版の説明資料1を併せてご覧いただきながら、ご説明したいと思います。

まず、議案書についてご説明いたします。議案書第1号の1ページをお開きください。今回変更する2公園の変更後の計画書になります。こちらはすべて宇都宮市決定となります。この計画書にある表は、左から種別、名称、位置、面積を記載しております。

次に2ページをお開きください。総括図でございます。図右手に青い線で囲まれている区域が宇都宮テクノポリスセンター地区土地区画整理事業区域であります。その地区内に赤い線で囲んだ区域がそれぞれテクノさくら公園、テクノ一本杉公園の位置を示しております。

次に3ページをお開きください。計画図1となります。こちらはテクノさくら公園の位置と区域を示しております。赤い実線で囲まれている区域が今回追加される公園の区域となります。

次に4ページをお開きください。計画図2となります。こちらはテクノ一本杉公園の位置と区域を示しております。赤い実線で囲まれている区域が今回追加される公園の区域となります。

以上が議案第1号の概要であります。詳細につきましては、お手元のA3版の説明資料1をご覧ください。

「1. 上位計画の位置づけ」についてであります。テクノポリスセンター地区は、平成22年4月策定の宇都宮市都市計画マスタープランにおいて、地域交流拠点に位置づけられ、土地区画整理事業により、計画的に整備していく地区であります。

また、整備方針の中で、自然環境に配慮した公園の整備や、ゆとりある居住環境の形成などを位置づけております。平成23年3月策定の第2次宇都宮市緑の基本計画において、緑のもつ機能である環境保全、景観形成及び都市防災などが、人々の暮らしを支えるとしています。本地区における基本方針の中で、住民交流の場として活用されることとなる公園の整備を進めるとともに、住居周辺の緑化を誘導することで、ゆとりある居住環境の形成を図ることを位置づけております。

次に「2. 現状」についてであります。右側の総括図と合わせてご覧下さい。宇都宮テクノポリスセンター地区は宇都宮市中

心部から東へ約9kmの場所にある鬼怒川左岸の台地に位置しております。周辺は、鬼怒川流域の肥沃な土地と豊かな水資源に恵まれた広大な田園地帯であり、河川沿いには里山空間が残るなど、豊かな自然環境が広がっております。

このような地域の中で、本地区は東西に約1.5kmと南北に約1.2kmの広さと約177.2haの面積を持ち、平成9年4月から特殊法人住宅・都市整備公団（現 独立行政法人都市再生機構）により、産業機能や居住機能などの多様な都市機能を集積させて、周辺に展開する工業団地の職住近接や郊外居住ニーズの受け皿となる、ゆとりと質の高い生活空間を備えたまちづくりが計画的に進められているところです。

次に裏面左側をご覧ください。「3. 変更する都市計画の内容と理由」についてであります。まず、下図をご覧ください。本市における緑のネットワーク構想図でございます。ヒートアイランド現象や地球温暖化が顕著化・深刻化するなか、都市における緑の役割が重要視されております。公園や緑地の整備、公共施設や民有地の緑化を推進することにより、緑のネットワークの形成、強化に取り組むものであります。今回、ご審議いただきます都市計画公園の変更は、宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業地区の整備にあたり、本市における公園配置計画を再検討したところ、近隣住民の交流の場を確保してゆとりある居住環境の形成を図るとともに、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現するため、当該土地区画整理事業の事業計画のとおり、都市計画公園として2公園を追加するものであります。

右側中段の図をご覧ください。こちらが全体図、下段には、その拡大図を示しております。①が「3・3・018号 テクノさくら公園」、②が「3・3・019号 テクノ一本杉公園」となります。

都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」でございますが、広報うつのみや8月号や市のホームページでお知らせし、8月1日から15日までの2週間、都市計画案の縦覧を行ったところではありますが、縦覧者はいませんでした。なお、意見書の提出もありませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更について」3・

3・018号 テクノさくら公園及び3・3・019号 テクノ一本杉公園の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

公園の新設ということでよろしいのでしょうか。

田辺幹事

その通りでございます。

一木委員

資料の裏面にネットワーク構想図ということで、宇都宮市全体の配置図が掲載されています。これを見ますとある程度、全市的に公園が配置されているように感じますが、よく見ると東部の南東地区に空白の場所があったりします。清原地区には、十分とは言えませんが、団地内にいくつか公園が点在しております。新たに2つの都市公園をこの地区に集中して設置するとのことですが、全市的に見ても、公園が集中しているところとそうでないところとあるようですが、いかがでしょうか。

高橋幹事

今回の案件につきましては、土地区画整理事業地内ということで一定の公園を設けるという決まりのもとで公園を設置しているもので、土地区画整理事業での生み出しということになります。宇都宮市全体の緑を考えたときに、将来的には均等な配置、一定の緑の確保は必要だと思いますので、今回の設置とは別ですが、市全体として公園だけではなく、緑の保全に取り組んでまいります。

小野口委員

図面を見ると、さくら公園の場所には現在建物があるようですが、大丈夫なのでしょうか。

田辺幹事

土地区画整理事業で整備されますので、建物が除却された後に公園が整備されることとなります。

横尾委員

公園の名前はどのような決め方をされているのですか。

田辺幹事

名前につきましては、都市再生機構で地元と協議した案をもとに、将来の管理者である市と協議して決めました。

横尾委員

さくらと付くところには桜の木を重点的に配置したり、一本杉だと杉がメインになるとか、そういう関連はあるのでしょうか。

田辺幹事

一本杉公園につきましては現地に杉の木がございまして、それをシンボルツリーとしてその名称を地元の方も使いたいということがございます。

さくら公園につきましては桜の木があるということと、芝桜を植栽するということで地元の方と話を進めております。

一木委員

全市的な整備という観点から、将来の計画図のようなものはあるのですか。

高橋幹事

現時点では、具体的な場所の計画はございません。ただ、地区ごとに、どの位公園があるのかという数値的なものを持ちまして、公園を設置するにあたっての優先度を決めたり、住民の要望があった場合について、公園を計画するための抛り所となるような指針を作っていくことを考えております。

森本議長

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更」について

「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして、議案第2号「宇都宮市景観計画の変更」について事務局より説明をお願いします。

それでは、第2号議案「宇都宮市景観計画の変更案について」
ご説明いたします。

まず、付議の理由ですが、景観法第9条により、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。

今般、現在の景観計画に景観形成重点地区の変更案を作成しましたので、議案として付議するものです。

ここで、議案の説明に入る前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、あらかじめ、説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。「1. 概要」ですが、景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を宇都宮市景観計画及び宇都宮市景観条例に基づき、景観形成の方針やルールを定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2. 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、市全域が景観計画の区域となっております。その中でも、特に、宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区を景観形成重点地区として、また、地域の住民自ら積極的に景観づくりを取り組む地区を景観形成推進地区として指定を進めており、昨年度、審議いただきました白沢地区など、計4地区を指定しております。

次に、景観形成重点地区の特徴ですが、「3. 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴は、全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れることです。2点目の特徴は、不適合に対しては、景観審議会の意見を聴き、変更命令等や罰則を適用することができるため、良好な景観が保持されることです。3点目の特徴は、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度があることです。

以上で、景観形成重点地区の規制の仕組みについての説明を終わります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。説明資料2にまとめておりますので、こちらにて、説明させていただきます。

まず、説明資料2をご覧ください。議案は、宇都宮市景観計画

の変更案についてであります。

まず、趣旨ですが、宇都宮市景観計画の変更案について諮問するもので、変更の内容としては、景観形成重点地区の指定についてであります。

次に、「1. 変更の理由」であります。今回、景観形成重点地区の指定を予定しております大通りは、県都・宇都宮を代表する目抜き通りとして、宇都宮の個性を活かした50万都市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成が求められる重要な空間であります。

このような景観を実現するため、大通り全体を、駅西口地区、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区、池上町地区の5地区に分け、大通り全体の統一感ある景観の形成と、各地区の特徴を活かした景観の形成を進めております。

平成23年3月には、池上町地区を先行して景観形成重点地区に指定したところであり、引き続き、宮の橋地区、大工町地区、馬場地区を景観形成重点地区に指定することで、大通り全体を景観形成重点地区に指定し、風格と魅力ある景観の形成を推進するものであります。

次に、「2. 策定経過」であります。平成20年3月に、宇都宮市第5次総合計画を策定し、大通りの魅力アップを重点施策として掲げ、平成20年10月に、地元住民組織である、大通り景観づくり検討会を設立し、ワークショップ等を行い、平成21年3月に、大通り景観づくりの方針を作成いたしました。

この方針の実現に向け、検討会に関係行政機関を加え、大通り景観づくり推進協議会へと推進体制を強化し、住民ワークショップや権利者説明会などにより地元の方との意見交換を進めながら、大通り景観づくり方針を基に、景観形成重点地区の案をまとめてきたところであります。

なお、平成24年7月に素案の縦覧、8月に公聴会を実施したところ、特に、ご意見はありませんでした。

次に「3. 景観形成重点地区の区域及び目標・方針」の「(1) 景観形成重点地区の区域」ですが、図で示した範囲になりまして池上町、泉町、本町、馬場通り1丁目～4丁目、大通り1丁目～4丁目の各一部にあたり、国道119号から田川までの大通り沿

道約1.4kmで、道路境界から両側30mの範囲の面積約13haの区域となります。

なお、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築物の1/2以上が含まれる建築物を対象といたします。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標は、宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の形成を掲げております。

次に、景観形成の基本方針ですが、大通り共通の方針が3点、地区別の方針が地区ごとに1点ほど掲げております。大通り共通の方針により、大通り全体として一体感のある景観を形成するとともに、地区別の方針により、地区の個性ある景観を形成してまいります。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、「4. 良好な景観形成のための行為の制限」になります。「(1) 届出対象行為」ですが、右側中段表のとおり、建築確認が必要なものすべての建築物、工作物の新築や外観の変更、及び平面駐車場の設置などを対象としております。

次に、経過措置についてですが、景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物等については、次の更新時に、景観形成基準が適用されます。

次に「(2) 建築物及び工作物に関する行為の制限」ですが、こちらが景観形成基準となります。地区が、池上町から宮の橋まで4地区に分けて記載してありますが、池上町地区については、既に指定しておりますので、今回は、馬場、大工町、宮の橋の3地区を追加する形となります。

まず、建築物の形態についての基準ですが、開放的な造りやシースルーシャッターの設置とし、賑わいある景観を形成してまいります。

次に、建築物の色彩ですが、低彩度・高明度の色彩とし、風格ある景観を形成してまいります。具体的な色彩の範囲については、右側の別表2に示した範囲となります。

次に、建築物のその他意匠ですが、大谷石の使用を規定し、宇都宮らしい景観を形成してまいります。

また、馬場地区については、馬場通り交差点部の賑わい創出を、

宮の橋地区については、田川からの視点に配慮した基準をそれぞれ規定し、各地区の特徴を活かした景観を形成してまいります。

次に、建築物の壁面の位置ですが、1階部分の壁面後退による快適な空間の創出などを規定し、大通りを歩く歩行者に対する快適な景観を形成してまいります。

次に、日よけテントですが、日よけテントの意匠を地区ごとに定めるよう規定し、各地区のまとまりある景観を形成してまいります。

次に、照明ですが、低層階や広場のライトアップなど夜間景観への配慮を規定し、夜間も明るく賑わいある景観を形成してまいります。また、馬場地区については、バンバ広場やその周辺でのライトアップを規定し、一層の魅力ある夜間景観を形成してまいります。

次に、設備機器ですが、大通りから直接見えないように規定し、景観形成を阻害しないよう配慮しております。また、宮の橋地区につきましては、田川側の視点についても追加しております。

次に、平面駐車場ですが、緑化や工作物の色彩の調和について規定し、大通り沿道との街並みの調和を目指しております。

次に、緑化ですが、大通りに面する部分での緑化を規定し、潤いある景観を形成してまいります。

最後に、その他としまして、また、市全域の景観計画の届出対象行為であります大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容についても遵守するものとなります。以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして、3ページ「(3)屋外広告物に関する行為の制限」であります。まず、共通基準としまして、低層階(1～2階)においては、各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとするよう規定し、大通りを歩く歩行者に対する賑わいある景観形成を目指しております。

次に、3階以上の中高層階においては、JR宇都宮駅のペDESTリアンデッキからの眺め、大通りを歩く歩行者からの見通し景観、そして、宮祭りなどの多くのイベントの舞台となることなどから、色彩の制限などを規定し、本市の顔にふさわしい風格ある

景観形成を目指しております。

具体的な色彩の範囲については、右側の別表3に示した範囲となります。次に、種類別基準にまいります。まず、屋上広告物ですが、原則、掲出を制限するものですが、商業地域でもあることも踏まえ、表示内容が文字のみで地色を白にしたものなど、風格ある街並みを損なわない範囲での掲出を認めるものとしております。

次に、3階以上の突出広告物ですが、屋上広告と同様、原則は掲出を制限するものですが、商業地域でもあることも踏まえ、表示内容が文字のみで地色を白にしたものなど、風格ある街並みを損なわない範囲での掲出を認めるものとしております。

次に、3階以上の壁面広告物ですが、表示内容を文字・記号に限定し、意匠を箱文字のものとし派手な写真等の広告を制限するものですが、他の広告同様、商業地域でもあることも踏まえ、表示内容が文字のみで地色を白にしたものなど、風格ある街並みを損なわない範囲での掲出を認めるものとしております。具体的な色彩誘導イメージは、下の図のように考えております。

最後に、その他としまして、上記の基準のほか、宇都宮市屋外広告物条例の許可基準についても遵守するものとなります。以上が屋外広告物の景観形成基準となります。

なお、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区に同時指定し、この屋外広告物の景観形成基準を、広告物の許可基準とするものであります。これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図るものです。

最後に、3ページ右下の「5 今後のスケジュール」ですが、9月に景観審議会を経まして、10月に景観形成重点地区の指定告示、12月に市議会にて景観条例を改正しまして平成25年1月からの施行を予定しております。以上で、議案の説明を終わります。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

大通りを4つに分けて地区指定するというのですが、大通りと東京街道の交差点や東武デパート周辺も宇都宮の顔となるべき地域ではないかと思っております。今回の重点地区の指定だとその部分は外れることとなりますので、清住通りや東京街道、東武デパート周辺まで区域に入るような指定の方がより景観を保持すると言う点では必要だと思いたしますがいかがでしょうか。

田辺幹事

ただいまのご指摘ですが、景観形成重点地区につきましては、景観計画の中にその候補地として市内で12地域ほど候補を挙げてございます。最初の取りかかりとして、大通りにつきましてはJR宇都宮駅からみやワンマイルとして約1.6kmの区間の指定を進めたところでございます。

今後、二荒山神社から宇都宮城址公園までの歴史軸と呼ばれる場所や、ただいまご指摘がありました馬車道通りですとか、市内の中心部には良好な景観を保全すべき、また、形成すべき地区がございまして、今後、順次地区指定の拡大を進めて行きたいと考えております。

一木委員

指定時期によって建物の色なども変わってきてしまう可能性もあるので、まとまりというものが大事だと思います。もう少し、指定地区を西に伸ばす、あるいは南に伸ばすというようなことはできないのでしょうか。

田辺幹事

今回の指定に当たりましては、権利者の方と協議をした上で定めてきておりますので、一定の範囲を定めて効果が出る区間として定めてまいりました。地区の拡大などについては、地元協議会などとの十分な連携の下に進めてまいりたいと思っております。

横尾委員

最近の建物はガラス張りの建物が多くなってきています。外壁の規定についてですが、ガラスについても対象になってくるのでしょうか。

田辺幹事

ガラス面も基調色として取り扱っております。基本的には適合しているという形です。共和大学ですとか記念病院などはガラ

ス面が多いのですが基準の範囲内に入っているということでございます。

横尾委員

最近、デジタルサイネージという電子広告が出てきていて、景観的には良くないという意見がある一方で、昨年の大震災では、例えば新宿のアルタ前ですと、途中から災害情報を流すなどして、切り替えて使うこともあります。このような防災的に役立つようなものをつけようとした場合にも規制はされるのですか。

田辺委員

デジタルサイネージ、いわゆる電飾系のディスプレイだと思いますが、これにつきましては、賑わいの創出という観点から1, 2階までは認めるという基準になってございます。3階以上の高層階においては、風格を出すために制限しているという状況でございます。特に馬場地区におきましては、賑わいを創出するというような規定を設けまして、馬場通り交差点の角地について記載しているところでございます。

森本議長

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第2号「宇都宮市景観計画の変更」について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして、議案第3号、議案第4号、議案第5号「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。議案第3号、第4号、第5号を一括し、「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」の各基準につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、第3号、第4号、第5号の各議案書と、説明資料3及び別紙1, 2, 3をご覧ください。

さい。

まず、議案書についてご説明いたします。議案書第3号の1ページをお開きください。趣旨につきましては、今回の地方分権改革に伴い、これまで国が一律に定めてきた様々な基準について、改めて、市が条例等で規定することが必要となったため、都市計画分野に関連する各基準の設定の方向性について、ご意見を伺うものであります。条例等に規定する基準の概要につきましては、風致地区内における建築物等の規制に関する基準についてであります。基準設定の方向性につきましては、栃木県風致地区条例に定める現行の基準を維持するものであります。

次に、議案書第4号の1ページをお開きください。趣旨につきましては、議案書第3号と同様であります。条例等に規定する基準の概要につきましては、市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準、及び公園施設の設置基準の3点であります。基準設定の方向性につきましては、これら3点につきまして、すべて国の基準を維持するものであります。

次に、議案書第5号の1ページをお開きください。趣旨につきましては、議案書第3号と同様であります。条例等に規定する基準の概要につきましては、移動等の円滑化、いわゆるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準についてであります。基準設定の方向性につきましては、国の基準と一部国の基準を上回る市の現行基準である、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則を採用するものであります。

以上が議案書第3号から第5号までの概要であります。詳細につきましては、お手元の説明資料3をご覧ください。説明資料3の左側でございますが、「1. 付議の理由」のうち、「(1) 第二期地方分権改革について」であります。個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るにあたり、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にすること、並びに地方公共団体の自主性及び自立性を高めることの理念に基づき、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、平成23年8月に、第二次一括法と呼ばれる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたところであります。これにより、基礎自治体への権限移譲として、これまで都道

府県の権限とされてきたものについて市町村への移譲 及び、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大として、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、第二次一括法に基づく関係法令の整備が行われ、これまで国が一律に定めてきた施設整備や運営等の基準について、市の条例等に規定する必要が生じたものであります。

次に、「(2) 宇都宮市都市計画審議会への付議」についてありますが、第二次一括法の施行により、従来、国が定めてきた基準等について、本市の選択のもと、市の条例等において、維持または強化、追加する対応が求められることから、本市におきましては、パブリックコメントの意見や専門家の意見を踏まえて条例案を提案することとしており、都市計画分野に関連する基準の設定について、本審議会に方向性に関するご意見を伺うものであります。

次に、「2. 風致地区内における建築等の規制に関する基準について」ご説明します。「(1) 概要」についてであります。本市におきましては、平成8年度から市内の全ての風致地区内における建築等の許可事務を取り扱うとともに、都市計画法等の改正に伴い、平成16年度に、10ha未満の風致地区を対象に、建築等の規制に関する条例を制定したところであります。今回、これまで都道府県に委任されてきた10ha以上の面積を有する風致地区内における建築等の規制についても、市町村の条例に委任する旨の改正が為されたため、これに対応するものであります。

次に、「(2) 対象施設等」についてありますが、本市における10ha以上の面積を有する風致地区として、「宇都宮都市計画決定八幡山風致地区」が対象となります。「八幡山風致地区」につきましては、面積が233haで、本市における都市環境の保全を図り、良好な自然的景観を維持するために定められた地域地区であります。「(3) 関係法令」についてありますが、「八幡山風致地区」につきましては、これまで国の基準である「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」と、栃木県の基準である「栃木県風致地区条例」及び「同施行規則」に基づき、建築等の規制に関する基準を定めて

きたところであります。

具体的な基準についてであります。 「(4) 条例等に規定する基準の概要」として、別紙1をご覧ください。別紙1にある表は、国の政令に定める規制の項目・基準の範囲に従い、栃木県が定める基準でありまして、左から「名称」、「高さ」、「建ぺい率」、「後退距離」、「緑地率」、「のり高」を記載しております。また、「八幡山風致地区」につきましては、区域内を3つに区分し、基準を運用しております。3つの区域につきましては、表下段の米印及び「八幡山風致地区 総括図」をご覧ください。

「説明資料3」に、お戻りください。「(5) 基準設定の方向性について」であります。 「八幡山風致地区」における基準の設定につきましては、国の政令に定める基準の範囲内で定めてきた栃木県の現行の基準により、良好な都市環境が保全されてきたことを踏まえ、引き続き、県の定める内容を維持していくものであります。以上が、「2. 風致地区内における建築等の規制に関する基準について」の説明であります。

次に、「3. 都市公園の設置等に関する基準について」ご説明します。「(1) 概要」についてであります。 これまで法律および省令に基づき具体的な基準が示されてきた市民一人当りの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準につきまして、条例等で定める旨の改正がなされたため、これに対応するものであります。

次に「(2) 対象施設等」についてであります。 市が管理しているすべての都市公園が対象となります。平成24年3月31日現在で952公園であります。施設の概要については、公園の種別を記載しております。

次に「(3) 関係法令」についてであります。 条例に規定する基準に関する国の法令につきましては、「都市公園法」と「都市公園法施行令」になります。

次に「(4) 条例等に規定する基準の概要」について説明いたします。基準については、国が定める基準であり、ア)の「市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準」についてであります。 10㎡以上を標準としております。また、市街地の市民一人当たりの当該市街地の都市公園の敷地面積につきましては、5㎡

以上を標準としております。イ)の「都市公園の配置及び規模の基準」についてであります。記載しております通り、公園種別ごとの配置および規模の基準が定められております。ウ)の「公園施設の設置基準」についてであります。都市公園に公園施設として設けられる建築物の建ぺい率につきましては、原則としまして、2%が限度となっております。また、建築物の種類によりましては、特例としまして記載のとおり、建ぺい率の上乗せができることとなっております。

次に「(5) 基準設定の方向性について」であります。これまでの国の基準に基づき、本市は市民が豊かさや潤いが実感できる生活を実現できるよう、計画的に都市公園の整備を行ってきたことを踏まえ、引き続き国の基準を維持する旨の対応を考えております。

次に、「4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準(都市公園)について」ご説明します。「(1) 概要」についてであります。これまで省令に基づき具体的な基準が示されてきた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準につきまして、条例等で定める旨の法律の一部改正がなされたため、これに対応するものであります。

次に「(2) 対象施設等」についてであります。市が管理しているすべての都市公園が対象となります。平成24年3月31日現在で952公園であります。施設の概要については、公園の種別を記載しております。

次に「(3) 関係法令」についてであります。条例に規定する基準に関する国の法令につきましては、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」になります。

次に「(4) 条例等に規定する基準の概要」についてであります。規定する基準としましては、園路及び広場等の特定公園施設の設置基準になります。ここで特定公園施設につきまして、別紙2をご覧ください。

別紙2にある表は、国が定める基準であり、特定公園施設の種類と、規定する基準の項目を記載しております。また特定公園施設を視覚的にイメージできるよう、下段に概要図で示してござ

す。

「説明資料3」に、お戻りください。「(5) 基準設定の方向性について」ではありますが、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準につきましては、これまで、国の基準や、一部国の基準を上回る市の現行基準を規定した「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則」等に基づきまして、都市公園のバリアフリーを推進してきております。ここで別紙3をご覧ください。

別紙3にある表は、国の基準を上回る市の現行基準の内容を示しております。具体的な例としまして、公園の出入口に設置する車止めにつきまして、国の法令では、出入口に車止めを設ける場合は、間隔を90cm以上としておりますが、市の現行基準では、車止めを設けることが原則となっており、間隔は90cmとなっております。また出入口が車道に接するときは、逆U字型の車止めを120cm間隔で設置するという独自基準を設けております。別紙の下に出入口の例の概要図を示しております。

「説明資料3」に、お戻りください。これまでどおり、国の基準と一部国の基準を上回る市の現行基準を規定した条例施行規則を採用することで、高齢者、障がい者等の利用者にとって、利用しやすい施設が整備できることが期待されますことから、国の基準と本市の条例施行規則を本市の基準として採用する旨の対応を考えております。

次に、「5. スケジュール」についてご説明します。昨年成立した地方分権を推進する法律により、これまで国が一律に定めてきた施設の設備や運営などの基準を、条例等に規定する必要が生じたことから、これまで、基本的な考え方の整理や、国の基準の検証を行ってきました。そして専門家からの意見聴取として、今回の都市計画審議会に付議させていただきました。今後の予定といたしまして、審議会やパブリックコメントにおける意見をもとに、条例等の案を策定いたしまして、議会への提案をへて、来年の4月1日に施行される予定です。

以上で、議案第3号、第4号、第5号「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。

事務局の資料の取りまとめの都合もあるので、議案第3号、議案第4号、議案第5号それぞれに意見を伺いたいと思います。

まず、議案第3号について、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

今井委員

市で条例を定める場合、県の条例との関係はどうなるのですか。

高橋幹事

県条例は廃止になります。

森本議長

その他ございませんか。

次に、議案第4号について、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に、議案第5号について、委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

森委員

高齢者や障害者の移動は大変ですので、ハード面とともにソフト面も含めて公園利用を支援するようなマンパワーの育成や充実に既に実施されている部分もあるかと思いますが、それらを含めてお願いしたい。

山形幹事

これまでも、ソフト面としましては、愛護会等を設置しまして管理等を続けてきたところでございます。バリアフリー化もこれまでどおり進めていく考えでございます。

安藤委員

一人当たりの都市の公園面積が10㎡以上、市街地が5㎡以上となっているのですが、現在ほどのくらいあるのでしょうか。

山形幹事

現在の本市の市民1人当たりの都市公園の敷地面積は、平成24年4月1日現在で10.69㎡となっております。また、市街地の1人当たりの都市公園の敷地面積につきましては、6.58

m²でございます。

横尾委員

市全体では基準を満たしているということですが、実際の公園利用者の視点に立つと人口の増減によって地域のニーズが変わってくると思うので、きめ細やかな検討をお願いしたいと思います。

山形幹事

全体的には、国の基準をクリアしているという状況にございますが、公園の配置を地域ごとに見てみますと、バランスの取れたところとそうでないところがございます。これからも、市民全体が平均的に利用しやすいように、指針を作成していく中でそのような均衡を図る公園の配置についてこれからも進めていくという考えでございます。

木村委員

街区公園とか近隣公園とか地区公園などございますけれども、トイレの設置基準は住民が望んでも街区公園では設置ができないなど基準があるかと思いますが、今回の改正の中でトイレの設置基準が変更になったところはあるのですか。

山形幹事

今回の改正では、ございません。街区公園につきましての基本的考え方としましては公園周辺の250m程度の周辺の方が歩いて利用するような身近な公園という位置づけでございますので、これまで設置してまいりませんでした。今後もそのような考え方で整備を進めてまいります。

木村委員

トイレの設置ができる公園はどれですか。

山形幹事

近隣公園や、地区公園、総合公園など、街区公園よりも規模の大きい、利用者が遠距離から利用する公園でございます。

木村委員

街区公園のみがトイレの設置ができないという認識でよろしいのでしょうか。

山形幹事

トイレの設置ができない公園は街区公園のみとなります。

森本議長

その他ございますか。特に無いようでしたら、議案第3号、第4号、第5号「第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について」原案通り異存なしとして答申してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては、終了いたします。

続きまして、「4. その他」ですが、前回、「第53回宇都宮市都市計画審議会」において、一木委員よりご提案のありました都市計画と東西基幹公共交通について、議論すべきとのお話がありました。その件につきまして事務局より資料を用意していただきましたので、その内容について報告をお願いします。なお、幹事の方々はどうぞ退席してください。

それでは、事務局より報告をお願いします。

松本書記

それでは、前回の第53回宇都宮市都市計画審議会において、ご提案のありました都市計画と東西基幹公共交通についてでございますが、経過や取り組みについて、ご報告させていただきます。お手元の資料に基づきましてご報告させていただきます。「新交通システムの導入及び将来公共交通ネットワークの構築に向けた取り組み」をご覧ください。

まず、経過としまして平成13年度から14年度に、新交通システム導入基本計画策定調査委員会を開催し、まちづくりの観点や事業計画と概算事業費などについて検討を行い、記載のとおり結果と初期投資の圧縮などの課題について取りまとめを行っております。

次に、平成17年度から18年度に、新交通システム導入課題検討委員会を開催し、法令や国の補助制度の改正・拡充等を踏まえ、総合的な交通施策の展開などについて検討を行い、乗継施設整備の規模や配置計画の具体化などの課題について整理しております。これらの課題を踏まえ、平成19年度から20年度に、

新交通システム検討委員会を開催しております。別紙1“新交通システム導入に係る事業・運営手法と施設計画の検討結果報告の概要も合わせてご覧ください。

2ページをお開きください。記載の検討項目について検討を行い、結果としましては、事業・運営手法については、公設型上下分離方式で整備・運営を行うことにより、営業主体は、安定的な経営を行える可能性が一定程度あることを確認、経営上のリスクの予防や未然の対応策により、更なる経営の安定化が可能、乗継施設整備計画については、公共交通ネットワークを高めていくための施設として、十分な機能を確保していくとともに、動線や使い勝手の良さなど、利用者観点での整備が求められるとの検討結果を得ました。

今後取組むべき事項や実現にあたってさらに取組む事項について、記載のとおり取りまとめております。平成21年9月には、「宇都宮市都市交通戦略」を策定し、ネットワーク型コンパクトシティの実現を支える、誰もが利用できる環境にやさしい交通ネットワークの形成を目指し、市民、交通事業者、行政が、連携して推進する行動計画として策定しております。

主な施策事業は、記載のとおりです。なお、詳細につきましては、別紙2の「都市交通戦略」の概要版をご覧ください。

3ページをお開きください。平成22年度から23年度に、「うつのみやが目指すまちづくりと公共交通ネットワークに関する市民説明」を実施しております。「うつのみやが目指すまちづくりと公共交通ネットワーク」のパンフレットをご覧ください。このパンフレットは、うつのみやが目指している「まちづくり」と「公共交通ネットワーク」について、市民の皆様に関心を持っていただくことを目的に作成しております。

このパンフレットを、昨年2月に全戸配布し、8月から10月にかけてオープンハウスを開催し、市民の皆様の説明を行い、様々な意見を伺ってまいりました。「取組み結果」としましては、パンフレットの配布やオープンハウスの開催を通して、まちづくりや公共交通に対する市民の関心を高め、多くの意見を収集、本市が目指す「まちづくり」や「公共交通の必要性」について、本市の考え方に理解を示す意見が寄せられた一方において、公共交通

ネットワークの構築に向け、更に具体的な説明を求める意見も多く寄せられました。

本年度は、「公共交通ネットワークの構築と東西基幹交通に関する市民説明」を実施しております。

「公共交通ネットワークの構築と東西基幹交通」のパンフレットをご覧ください。

このパンフレットは、昨年配布した「うつのみやが目指すまちづくりと公共交通ネットワーク」に続くもので、公共交通ネットワークの軸になる東西基幹公共交通の必要性や役割、具体化の方策などを紹介しています

このパンフレットを、本年6月に全戸配布し、6月から8月にかけてオープンハウスを開催、市民フォーラムの開催し、先週の8月25日に、「交通まちづくり市民フォーラム」を開催したところです。

以上、“新交通システムの導入及び将来公共交通ネットワークの構築に向けた取組みの経過や取組みの状況”についての報告を終わります。

森本議長

事務局から東西基幹公共交通についての取組みの報告が終わりました。説明の中にもありましたように、8月25日、私もフォーラムに出席いたしまして、約400人近い参加者があったということで、市民の関心も高まっていると思います。このような取組み状況を踏まえて、都市計画審議会において、東西基幹公共交通との関わり方や今後の進め方について、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

重要な問題だと思いますので、ここで、東西基幹交通の何かを決めるということではございませんが、できればお一言ずつご感想を伺いたいと思います。審議会としてこの問題にどのように対応するかというご意見で結構です。職務代理者の今井委員から一言ずつお願いいたします。

今井委員

確認しておきたいのですが、都市計画審議会は条例で定められた委員会ですね。前回、私は欠席だったので、執行部の方から事前にお聞きはしています。まちづくりという視点では、都市計

画が絡んでくるということで、市長をはじめ執行部が唱えているまちづくりと一体となったという視点もあるわけです。当然、議案として出てくれば審議をするというパターンになると思うのですが、基幹公共交通のあり方などについては、それなりの別の委員会が設置されているということもありますので、基本的にはそこで審議されるべきものだと思います。

ただ、興味があって審議したいということであれば、都市計画審議会としては、勉強会というような位置づけにすべきだと思います。都市計画審議会としてのしっかりしたスタンスを持っていないと。

そうしないと、例えば、市街化調整区域内の農地転用について都市計画に関連するから細かく突っ込んでいくのかという問題が出てきます。そこは整理したほうがよろしいのではないかと思います。

木村委員

私も意見がまとまっているわけではないのですが、公共交通と都市計画というものは切っても切りはなせないものであると思います。宇都宮市がネットワーク型コンパクトシティを目指しているという中で、都市計画と公共交通の兼ね合いは重要な部分でありますし、そういう部分では都市計画の観点から考えて公共交通が宇都宮市としてどういうものが理想なのかということ話し合うのはやぶさかではないと思いますが、都市計画審議会の中でどうこうというものは分かりません。ただ宇都宮市にとっては大事な問題ですので、都市計画の観点から意見を出し合って考えるということはいいことではないかと考えます。

伊沢委員
(代理斉藤)

県側の委員としての立場ですとどういう風に物を言ったらいいのかなという戸惑いがあります。新交通システムに関する委員会などが開かれ、そちらでも行政の委員として入って検討した経過はありますが、それとまるっきり違ったところで行政関係の委員ということで意見を言うということは、どういう位置づけになるのか難しいと思います。

田村委員

このような交通機関というのは、いずれ都市計画決定するもの

だと思います。その時に我々も勉強しておかなければならないのかなということで、今日のような報告をいただくのはいいと思います。

ただ、先ほどありましたように、すでにしっかりした委員会なり検討会がありますので、基本的な考え方や必要性はそちらでやっていただけるものだと思っております。この会とすれば都市計画決定という立場から判断ができるような情報を随時いただければいいと思います。そのとき色々意見を述べ合うというのであればその辺はやっていただいてもいいと思います。

石川委員
(代理 塚野)

行政機関として触れづらい部分です。ちゃんと意見が言えるかということ、警察的にはいいづらい。そういう立場であるということを知っていただければと思います。

横尾委員

既に何人かの委員がおっしゃったような意見と同じなのですが、個人的には関心があるので、審議の後の報告という形で自分自身の勉強であるとか、交通ネットワークということを考えていくには審議にもつながっていくと思うので、情報だけはいただいてもいいのかなと考えております。

岡田委員

都市の抑制と発展と両方の面から考えていかなければいけないのがこの審議会でありますので、基幹公共交通に関しては問題としては別になるかと思えます。

色々なネットワークの在り方をもって都市計画にとってどのように影響を及ぼすかというのをこちらで考えるくらいかなと思いますので、そのためには色々報告を受けて勉強は必要だと思います。そのような報告を受けた上で意見を出させていただければと思います。

加藤委員

通勤通学の中で、東西間で交通渋滞が緩和しない状況にあり、バスによる排気ガスなどもあり、環境問題を良くしていかないとまずい気もするのです。私は東西基幹交通はあってもいいのではないかという気はします。

小野口委員

色々な問題があつて、賛成の方や反対の方がいらっしゃると思いますが、既存の物があつてそこに走らせるというところは、富山や広島などがありますが、これから新しくやっていくということは難しいと思います。

上手く考えがまとまりません。

安藤委員

ナーバスな問題だとは思いますが、もう10年以上前から論議されているということで、10年一昔ですから、10年前に良かったものが今いいとは限らないし、ある程度スピードを持ってやるのが大切だと思います。

私は商工会議所の方から来ていますので、その立場からすると宮環の横軸として何らかのものがあつてしかるべきと思います。

この審議会でするのがいいのかどうかは微妙なところだとは思いますが、これからの審議会は今までと違って何かそういうものもあつてもいいのかなと思います。少なくともここで付議案件について審議をして、その後でそういう議論をしてもいいと思います。

森委員

すでに色々な場で議論されて、しかも、相当数の説明会も実施され、一定の方向性も示されつつあるという状況ですので、議論に不足されるものが懸念されるというものは少ないのではないかと思います。そういう意味で節目節目に都市計画審議会では報告なり勉強会なり行うというのが良いのではないかと思います。

ただ今までの議論の中で宇都宮市の三つの環状線とこのネットワークの関係をもう少し市民に分かりやすく説明していただく必要はあるのかなという個人的な考えはあります。

森本議長

まとめるわけではございませんが、今の段階の総意としては、まずひとつは都市計画審議会のかかわりの仕方としては法定の会議でございますので、条例にのっとりて粛々とやるということと、新しいテーマに関して議論するということはやぶさかではないが、その役割は審議と分けてきちん整理したほうがよいだろうということがまず1点。

それからこういった問題はまちづくりに非常に関連するので、

我々としては勉強する必要があるのではないかとということで、市側から新しい情報があれば出していただきながら我々の知識レベルをできるだけ上げていきたいと思えます。最終的に動き始めて、都市計画決定というお話もありましたが、これに向けての知識を蓄えていくというような形が皆さんの総意ではないかなと思えます。ここで是非を問うような場ではないということはこのにいる皆さんでは合意が取れているのではないかと感じました。

正しく都市計画審議会を運営していくために、皆さんからご意見をいただき、事務局からも情報を提供していただきたいと思えます。

今回の会議の総意として議事録に残していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

各委員からご意見がございましたが、東西基幹公共交通への関わりについては、適宜、事務局から情報提供を行う形をとりたいと思えます。

その他、事務局から報告等ございますか。

大貫書記

特にございません。

森本議長

これをもちまして「第54回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

第54回宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

岡 田 豊 子

議事録署名委員

安 藤 英 夫